

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成 26 年 2 月 1 日(土曜)から平成 26 年 2 月 28 日(金曜)まで

意見一覧

No	項目	頁	御意見の概要	市の考え方
1	教育施設	50	ケース1、2共に小学校から中学校にかけて同じ年代の生徒が長い期間、場合によっては6年間も、改修工事等に当たってしまいます。 なるべく、同じ子供たちが、長い期間に渡り、工事に当たらないよう配慮をお願いしたいです。	御意見の懸案事項については、考慮を図っていかなければならない課題のひとつではありますが、老朽化する施設を改築や改修し、安全性を確保するとともに教育環境の向上を図っていく必要があります。このような中で、今後、想定される多額の経費について、財政負担の平準化も考慮しながら計画的に事業を進める観点から、場合によっては長期間となっております。 工事に際しては、教育委員会や学校とも連携を図りながら、最大限の配慮と十分な安全確認を行い実施してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。 また、工事期間中に学校生活をおくられる児童・生徒の皆さんは、50年に一度の機会に立ち会っていただける皆さんですので、貴重な体験を思い出にできる機会も関係各所と協力しながら検討してまいります。
2-1	全般	—	計画案には、施設利用者のサークル活動で利用している人数やその人たちの声には、全く触れていません。	説明会等で伺ったご意見については、可能な限り配慮したうえでの計画案としています。なお、具体的な施設再生事業の実施時には、ワークショップ等の手法により意見聴取等を実施します。
2-2	全般	—	地方債を乱発し、公共施設跡地を売却することこそ、将来世代への負担先送りや、問題の先送りをすることになるのではないのでしょうか。	限られた財源を効果的に活用し、複合化や多機能化の手法を導入し、施設総量を減らしたうえで、必要な施設の更新を行います。事業費の確保にあたっては、適切な管理のもとで地方債の発行を行い、有効な資金調達に努めます。何の対策も行わず、老朽化した施設を将来世代に残してしまうことが、かえって負担と問題の先送りになると考えます。
2-3	複合化・多機能化	103	規模は小さくなくても、現在の場所に公共施設を再生し、現在のように市民が利用しやすい状況を確認するという案を提案します。そうすれば市民の賛成と協力が得られると思います。	施設を建替えるとバリアフリーへの対応等により、個々の施設の規模はどうしても大きくなります。また、施設数を維持するために、規模を小さくすることは、諸室を少なくなる不利益が生じます。複合化は、このような不具合を引き起こすことなく、廊下やトイレ、機械室、事務所等の共有スペースを減らすための工夫です。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

2-4	機能統合	104	高齢者が増える中で、足の便が悪くなる。	施設の総量を減らさなければならない中で、これまで施設の近くにお住まいであった方にとっては遠くなることもあります。公共施設再生計画では、施設の立地場所を、駅やバス停など公共交通機関での利用が便利となる場所、あるいは金融機関や商店、医療機関などとの距離も考え、日常生活全体が便利になる場所としています。また、施設を複合化すれば1カ所で複数のサービスが受けられるため、公共施設自体の利便性も向上します。
2-5	全般	—	市の再生計画案は、財政にばかり重きを置き、公共施設を利用している市民の声を置き忘れた案と言える。	単にお金がないから施設を減らすものではありません。長期的には人口が減少していく中で、限りある財源などの資源を効果的に活用し、公共サービスを継続していくために、計画的な公共施設再生が必要になっていることをご理解くださるようお願いいたします。そのことにより、持続可能な行財政運営によるまちづくりを進めていきます。また、公共施設は利用者の料金だけでは賄いきれないため、施設を利用していない市民の意見も反映する必要があります。
3	文教住宅都市憲章	29	習志野市公共施設再生計画(案)は、「文教住宅都市憲章」に言及しながら、同憲章と全く反対の内容です。	公共施設再生計画は、文教住宅都市憲章の下で策定されている長期計画における重点プロジェクトとなっています。したがって、この理念を堅持、継承し、憲章に基づくものです。
4-1	目的・目標	12	再生整備事業費の圧縮について、数値目標が「先にありき」ではなく、施設の統廃合などによる「延床面積の削減」を検討した「結果」とすべきだ。	行政サービスの維持、まちづくりの継続性、財政状況等をあらゆる条件を考慮し、各施設の再生整備を検討したうえで、更新事業費の圧縮率を定めています。現在保有する施設を現在の規模で全て更新したと仮定する試算結果(事業費総額約965億円)に対して、ケース1は74%、ケース2は71%となるため、総延床面積の圧縮率は26~29%ということになります。(※第2章参照)
4-2	目的・目標	12	「事業費を30%圧縮する」ことを目標とする理由を説明し、できなければ、数値目標を削除するべきだ。	さらに、個別施設の再生手法を検討するにあたり、「具体的手法」による事業費の削減率を加味し、概ね30%の事業費圧縮を目標としています。
4-3	目的・目標	12	試算結果(P34)の項で、「事業費の30%圧縮」との関係と、「ケース1」及び「ケース2」の試算結果として事業費の圧縮率の関係を明記すべきだ。	

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

4-4	目的・目標	12	12 ページの枠内2. の記述を下記に変えることを推奨する。 「2. 市民サービスの質と継続性を確保しつつ、公共施設の延床面積を削減し、再生事業に必要な事業費の圧縮を図ります。」	「市民サービスの質確保」については、事業費の圧縮と関連なく確保されるべきであり、「継続性の確保」については、「公共施設再生計画の目的」に「時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供すること」とありますので、重複するため、現状の記述とさせていただきます。
4-5	財源確保の試算	参考資料 3-3	財源確保の手段として、施設跡地の売却収入を最優先手段にするのではなく、「行財政改革」による財政効果を最優先手段とし、その効果額を明確にするべきです。 「公共施設再生計画」が25年間という長期の計画である以上、前期基本計画以降の19年間の「行財政改革」による財政効果を予測し、明確にした上で、不足分に対して、最少必要範囲での売却を検討するのが本来の進め方だと考えます。	公共施設再生計画は、25年間にわたる長期計画であるため、行財政運営をめぐる様々な環境変化に対応する必要があります。ご意見のとおり、行財政改革による財政効果は重要な取組であると考えており、平成18年度に集中改革プランを策定してから継続的に行財政改革に努めております。今後も平成26年度から平成31年度までの計画で第一次経営改革大綱を策定する予定です。これらの財政効果を踏まえ、今後の計画見直し段階で、適宜、財源確保に努めてまいります。
4-6	財源確保の試算	参考資料 3-3	施設跡地の売却収入にある程度依存することは致し方ないと考えますが、旧庁舎・消防庁舎を除く、「ケース1」及び「ケース2」の統廃合対象の施設跡地の13ヶ所を売却の対象とし、その収入を財源確保の最優先手段とすることは非常に問題です。	「参考資料3-3 公共施設再生計画に係る財源確保の試算」、「2. 試算結果」にあるとおり、不動産売却額の試算は想定であり、13カ所を売却対象として財源確保の最優先手段として確定したわけではありません。 売却・貸付による民間利用は、財源の確保という側面だけでなく、地域の価値を向上させるという観点からも必ずしもマイナスであるとは限りません。公益性の高い民間利用の方策を、市民の方々にも参画いただいて検討していきます。
4-7	体制	116	企画政策部、財政部を含めた検討体制を構築し、行政一丸となって検討する必要があることは論を待ちません。この行政一丸となって検討する体制が未だに構築されていないことも大きな問題です。	貴重なご意見として承ります。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成 26 年 2 月 1 日(土曜)から平成 26 年 2 月 28 日(金曜)まで

4-8	財源確保の試算	参考資料 3-3	<p>・売却対象用地について</p> <p>①13ヶ所の施設跡地が売却対象となっているが、次回の建替期の建替代替地の確保はできると考えていますか。そして、それをどの様にして確保しますか。</p> <p>②13ヶ所の施設跡地の敷地面積は約10万9500㎡であり、売却収入見込みの125億円から売却単価を試算すると11.4万円/㎡となります。この売却単価の根拠は何によっていますか。</p> <p>③「旧庁舎(11,616㎡)及び消防庁舎跡地」は売却対象用地になっていませんが、将来どのような有効活用を考えていますか。</p>	<p>① 13ヶ所の施設は、売却を決定したものではなく、試算として選定したものであり、いずれの施設も機能を維持する中で集約することとなっております。また、建替えについては、集約後の敷地内で実施することも可能であると考えています。</p> <p>② 固定資産評価額から実勢価格を推計し、価格変動の幅を勘案したうえで試算しています。現在、市で行っている未利用地の売却と同様の試算方法を採用しています。</p> <p>③ 旧庁舎のある敷地は売却も検討していますが、詳細は未定です。消防庁舎のある敷地は、消防訓練塔の建設予定地です。</p>
4-9	財源確保の試算	参考資料 3-3	<p>・「運営経費、維持管理費の削減」について</p> <p>施設の運営経費、維持管理費の削減が見込まれます(P3-3-3)という記述があるが、削減額の試算が行われていません。</p> <p>本計画の役割が、「再生事業の全体像を中長期視点に立ち再生事業の手法や財源確保などの観点から明らかにし、全体最適を踏まえた、個別事業の選択を可能にする(P25)」という試みであるのであれば、施設の「運営経費、維持管理費」の削減額の試算をし、事業費の財源として明確しておくべきです。</p> <p>施設の統廃合によって、「ケース1」、「ケース2」の「運営経費、維持管理費」の年間の削減額はどの程度になると考えていますか。</p>	<p>運営経費、維持管理費の削減については、第5章にある具体的手法を個々の施設更新を行っていく中で、詳細な検討を行う際に、適用可能な手法を実施していきます。したがって現段階において、削減の試算額を行うことは不可能であり、削減額の試算を行ったとしても不確定要素を多く含む試算額になります。</p> <p>なお、次期第一次経営改革大綱の財政健全化編において、大久保地区公共施設再生事業に伴う維持管理費の削減効果額を試算しています。</p>
4-10	財源確保の試算	参考資料 3-3	<p>・「前期基本計画期間の経常経費に関する財政予測」について(P3-3-3)</p> <p>「前期基本計画の財政予測で約25億円の財政効果が見込まれる」としていますが、「前期基本計画(案):パブリックコメント用」にはその様な記述がありません。</p> <p>どの資料に約25億円の財政効果の数値を見出すことができますか。</p>	<p>25億円の削減効果については、本計画のパブリックコメント時点の試算であり、第一次経営改革大綱及び前期基本計画の決定段階で、効果額を確定額に置き換える予定です。</p>

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

5-1	全般	—	膨大な資料は、一般市民にとって読解は難作業です。これまで担当者によって説明会なども行われてきましたが、今後、改善の必要があると思います。	本課題については、一朝一夕に論ずることができず、長期にわたり論じることが必要であると考えています。公共施設再生計画は、PDCAサイクルに基づいた定期的な見直しを行う「リスク対応型の計画マネジメント」を行うため、今機会のみならず、引き続きご理解をいただけるように努めてまいります。
5-2	全般	—	計画案が、公共施設の利用者や、現場で働く自治体職員(非正規の職員も含め)、市民の各分野の代表者、市内識者、議員代表などの参加を排除して、少数の人(自治体外部の民間企業コンサルタントとその系列につながる人)の主導によって策定されていることです。	本計画の策定に当たり、各施設の所管課とは、何回も議論を重ねているほか、庁内検討会を設けるなど、意思疎通を図っています。市民の代表者等にも、委員会に参加いただき、意見をいただいています。また議会においては、「公共施設調査特別委員会」が設置され、執行部からの報告とこれに対する信義が行われています。
5-3	全般	—	民間企業の不動産管理の手法を根幹として、市有地の空地を生み出し、その売却を必須条件にしていることが問題です。	ご指摘のような意図はありません。
5-4	インフラ	12	老朽化対策については、道路、下水、電気・ガス、清掃施設などの対策が重要と思いますが、ハコモノだけを取り上げているのは不思議です。計画期間の長さについても疑問です。子供が成人するほどの長期間の計画で後代の市民にまで縛りをかけることは問題です。途中で見直すといわれても、それは後代の人たちの考えることです。こんな長期計画は、どこの自治体でもないでしょう。策定者が市政に責任をもつ期間は、せいぜい市長在任期間の4年くらいが常識というべきでしょう。	ご指摘の通り、道路や上下水道などのインフラ、クリーンセンター等のプラント施設においても対策が必要です。公共施設再生計画がいわゆるハコモノと呼ばれる建築物のみを取り上げているのは、実態把握の方法、課題への対策等が、異なるためです。インフラやプラント系の対応策は各所管で行っており、今後は連携を図る予定です。 施設の寿命は50年以上と長く、これらの計画を4年で考えることはできません。なお、平成26年1月24日付の総務省からの事務連絡で「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要について」が示され、その中で計画期間においては10年以上とすることが望ましいと記載されていることから、今後は全国の自治体において、本市と同等の取組が行われます。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

5-5	人口推計	8	「予算が足りない」との判断の根拠も、人口減少の全国的傾向をそのままあてはめたり(習志野市は、現在人口増)、算定根拠が不明瞭です。	人口推計は、本市独自に分析を行っております。また都市マスタープランで定める14コミュニティ毎の分析も行っています。市全体では平成30年頃減少に転じるとの予測となっており、人口推計の方法としては、回帰分析などの数学的手法、コーホート変化率法、コーホート要因法などがありますが、本推計では、推計単位規模が小さい点、習志野市では社会移動が一定規模みられる点などを踏まえ、コーホート要因法を用いて推計を行っています。コーホート要因法では、生存率、移動率、出生率などの各条件を踏まえた推計方法となっています。また、丁目別にみると人口数が極端に少ない丁目があるため、丁目別の推計はコミュニティ別人口の割合を適用することとしています。さらに習志野市では、今後開発が予定されているため、本推計では、一定の開発人口も考慮しています。
5-6	全般	—	国の地方自治体への悪政の弊を当然視し固定化して考えるのではなく、自治体の本来の役割である住民の暮らしと権利を守り、福祉向上を目指し、国の政策変更を要求することが、自治体行政担当者のやるべきことではないでしょうか。	市民生活に密接に関連する行政、並びに公共施設の整備は、その多くが地方自治体により実施されています。公共施設再生への取組は、全国共通の課題ではありますが、国から求められ取り組んでいるのではなく、本市のまちづくりにとって、大きな課題であることから、本市独自に取り組んでいます。具体的な取組の中で、国の制度や仕組みにおいて要望や見直し事項があれば、適宜、要望や協議を行ってまいります。
5-7	全般	—	拙速の策定はせず、再検討するのが妥当だと思われます。	老朽化の問題を先送りすることはできません。計画を策定したうえで、必要な議論はしっかりと行っていきます。その上で、計画を見直す必要が生じた場合は、明確な理由づけの下で見直しを行います。
5-8	総量圧縮	103	「効率化」「経済性」などを主眼とした行政の考え方で、統廃合がなされれば、市民にとっての開かれた施設としての利便性が失われることは、明らかなです。統廃合は、絶対にさけてください。	公共施設の維持保全、運営管理、並びに改修、更新等には、市民の皆さまの貴重な税金が充てられています。税金を大切に使うためには、利便性やまちづくりの観点も重要な要素ですが、効率性と経済性を無視することはできません。長期的には人口が減少していく中で、公共サービスを継続していくために、また、持続可能な都市経営を行っていくために、必要な機能を維持しつつ施設の総量を減らしていくこととしています。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

6-1	子育て支援施設	55	保育所、幼稚園の統廃合による「認定こども園」は、これ以上作らないでください。	一時保育や預かり保育など多様な保育ニーズがあり、これらへの柔軟な対応と、セーフティネットとして個別に支援を要する子どもや家庭を支援する必要が高まっています。地域の子育て支援のネットワークを作り情報の集約や発信・提言を行い、保育・教育の場を提供するほか、子育て親子に交流の場を提供し育児相談、援助等を行うことで、地域の子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができる地域を創ることが必要であることから、こども園の設置を進めていきます。
6-2	子育て支援施設	55	既存の「認定こども園」の民営化は行なわないでください。	既存施設は「東習志野」「杉の子」の2園であり、現在建設中は「袖ヶ浦」となっており、これら3園の民営化の予定はございません。
6-3	子育て支援施設	55	今ある、保育所、幼稚園の民営化は行なわないでください。	増加する保育需要への対応や深刻化する子どもの虐待等の問題など市はこれまで以上に、それぞれの御家庭に応じた支援を行う必要があります。民間保育事業者は児童福祉の高い志を持って、保育事業に従事しています。こうした民間の力を借りながら、市と連携を密にして、これまでの習志野市の保育を維持し、多様な保育ニーズへの対応や支援をまいります。
7-1	全般	27	今後、施設を集約していくときに、地区も大切ですが、人の流れという点からも検討していただけたらと思います。	公共交通のあり方とともに、生活動線を十分に勘案していきます。
7-2	全般	—	人口減はわかりますが、サービスの対象はお年寄りや主婦、子どもだけではないと考えます。税収の確保や町の活性化のためにも働く世代にも魅力的な公共施設のあり方を検討頂けたらありがたいです。	貴重なご意見として承ります。働く世代に必要な公共サービスとは何かを広く議論を行ったうえで、魅力的な公共施設のあり方を検討していきたいと考えています。
7-3	図書館	62	津田沼駅周辺に例えば図書サービスを受けられる等の場所があれば、利用したいと考える方は多いのではないのでしょうか。	中心館的な役割を果たす図書館、地区図書館、リクエスト本の受渡サービスポイント、移動図書館等のサービスの種類をどの地域で行うか、本市の図書館サービスネットワークをいかに行っていくかを考えた上で、津田沼駅周辺にどのような図書サービスが可能か検討してまいります。さらには、NPOや民間事業者との連携も検討してまいります。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

8-1	公民館	60	菊田公民館は、エレベーター付きの建物に建て換えてください。	菊田公民館は単独での建替えは行わず、機能を停止し、周辺に機能を統合することを検討します。
8-2	公民館	60	袖ヶ浦公民館と谷津公民館も、なくさないでください。	袖ヶ浦公民館と谷津公民館の機能は維持し、周辺小学校の建替あるいは改修時に複合化を予定しております。
8-3	教育施設	50	秋津・香澄小を7中へ移さないでください。	計画時期は、ケース1及びケース2ともに第2期の最終あるいは第3期の中で予定しております。現段階の推計に基づき、計画を進める予定ですが、今後の開発動向等も踏まえた中で児童・生徒数の推移を見極めながら対応してまいります。
8-4	教育施設	93	袖ヶ浦中と一緒にせず、今の学区のままにしてください。	袖ヶ浦東小学校の現段階における学級数推計は、平成30(2018)年度に12学級を下回り、計算上は1クラスしかない学年が発生することになります。平成39(2027)年度には全学年で6学級となり、すべての学年で1クラスしかない状況となることが予測されています。このような状況下においては、運営上望ましいとされる、教職員の配置やクラス替え等による多くの教職員や児童・生徒間のふれあいが損なわれるほか、保護者の皆さんのPTA活動にも制約が出てきます。施設の物理的な老朽化だけでなく、学校運営の観点からも十分に検討を行い、袖ヶ浦地区公共施設再生の取組を進めてまいります。計画は、ケース1及びケース2ともに、第2期の最終あるいは第3期の中で予定しておりますが、現時点での想定であり、今後の開発動向等も踏まえた中で、児童・生徒数の推移を見極めながら対応してまいります。
8-5	の財 試源 算確 保		統廃合した空地は売却するべきではない。	避難場所として必要な敷地面積は確保します。機能統合により発生した未利用地の活用策は、原則として売却・貸付を行い、更新財源とするだけでなく、民間利用を行うことで、安定的な市税収入を見込むとともに、地域経済の活性化につながるよう取り組んでいきます。
9-1	案	34 73	ケース1とケース2の二つが提起されていますが、住民説明会に示されたのはケース1の内容ですから、こちらの方が市当局の目指すものと考えていいでしょう。	ご指摘のような意図はありません。両案とも多角的に検討を行ったものです。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」 いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

9-2	全般	—	<p>ここに住み続けようという意欲をかき立てるものがない。千葉市では隣接する幕張地域に、大型ショッピングモールが作られて土地の活性化に役割を果たしていますし、反対側の船橋市でも、古くかららぼーとが土地の魅力を作り出しています。それに対して習志野では、茜浜、芝園という大きな可能性を持った土地を、近隣住民が望む方向で有効に活用できていません。“〇〇があるから習志野から離れられないんだ”と言わしめるようなものがなく、市内で最も少子高齢化が進んでいるから学校の統合だ、では、誰をも納得させることはできません。</p>	<p>公共施設再生の取組は、財政的観点や夢のない、暗い話であるとの指摘を受けますが、そうではありません。公共施設の再生を起爆剤に、既存概念を破り、発想を転換することで、明るい未来を自分たちの手で切り拓く、希望にあふれた計画です。</p> <p>公共施設再生にあたっては、建物を更新し、効率的かつ効果的な運営へと改善を図るなど、施設のあらゆる改善の「結果・成果」が、施設の立地する周辺エリア、あるいは市全体に与える「影響」を十分に考慮します。</p> <p>施設が複合化、あるいは更新され、その機能が魅力的になり、今までは利用しなかった人々が利用するようになり、たくさんの方が訪れるようになることは、周辺の地域活動が活性化します。</p> <p>また、学校施設を地域の拠点とすることを基本的な考え方としていますが、その際、利用動線が交錯しないように、お互いの活動の様子を感じられることができる配置とすれば、多世代の交流が生まれ、コミュニティの活性化が図られます。</p> <p>さらに、機能統合により発生した未利用地の活用策としては、原則として売却や貸付することになりますが、その際は、自社の利益だけではなく、地域の持つ魅力を最大限に活かし、地域の価値を高める一員として役立つことで、事業運営の成立を目指すという視点を持った、意欲ある民間企業や団体と協力して進めていくこととします。</p> <p>公共施設の再生は、単なる老朽施設の更新に留まらず、無限の可能性を秘めた、未来の習志野市をつくるきっかけなのです。“〇〇があるから習志野から離れられないんだ”ではなく、“みんなで〇〇をやり遂げたから、習志野から離れられないんだ”と「言っただけ」旗振り役を務めてまいりたいと思います。</p>
9-3	文教住宅都市憲章	29	<p>いま必要なのは、箱物の維持管理を最優先させた「公共施設再生計画」ではなく、「文教住宅都市憲章」にもとづいて、地域を活性化させ、魅力あるまちをつくり、住民に“ここに住み続けよう”という意欲を持たせるまちづくり政策を策定することです。</p>	<p>公共施設再生計画は、ハコモノ重視から機能優先へ考え方を転換し、建物は削減するが、必要な機能はできる限り維持することを図るものです。文教住宅都市憲章の理念に則り、みんなが力を合わせて行う、息の長い取組です。</p> <p>文教住宅都市憲章は、施設の統廃合が目的ではなく、新たな都市施設を整備することが目的でもありません。本計画は、習志野市の健全な発展を目指したまちづくりの基本的な方針に基づく再生計画です。</p>

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

9-4	教育施設	—	<p>学校の統廃合という教育政策の根幹をなす問題を、資産管理課という教育とは関わりの浅い一部局が専決的に事を進めていることです。計画(案)のサブタイトルにある「より良い資産を次世代に引き継ぐ」という場合の「資産」が、自然環境や教育条件などを含めた本来の意味での資産でなく、資産管理課の範疇内のものに矮小化されることがないよう願うものです。</p>	<p>具体的な更新事業を進めていくためには、従来の縦割り組織の中で施設の所管部局ごとに計画立案し、事業を実施していくことでは対応が困難となっています。この対応策として、平成24年度の機構改革により、全庁的に整合を図りながらデータを一元的に収集、分析し、適切な公共施設の維持保全、計画的な事業の執行を行う部署として資産管理課が設置されました。これにより、施設を所管する部署は、本来の行政サービスのあり方を追求する部署として、ソフト面から、どこにどのような機能が必要かを考えることに集中することで、本来の役割を果たすことが可能となり、行政サービスの質的向上を図ることができるようになります。</p> <p>従って、教育施設においては、教育の視点にたつて教育委員会が検討を重ねるとともに、施設のハード面からの分析を資産管理課が行うとの役割分担の下、両者が連携を図ったうえで、良質な教育環境と効率的な施設整備の両立を図ります。</p>
9-5	教育施設	—	<p>谷津の広大な農地を宅地に変えて巨大マンション群をつくったとき、当然確保すべき学校用地、公園などを確保せず、その結果、谷津小学校が定員の1.5倍もの生徒を抱えることになって大混乱になった事件は、入居してくる人の世代構成を見誤ったためと市は説明していますが、予測がきちんとできないことは、厳しく指摘する必要があります。</p>	<p>公共施設再生計画は、予測できないことを予測するものではなく、そのような不確実性の存在を認識し、施設をめぐる現状と早期の対策の必要性をあきらかにしたもので、予測しうる範囲内で対策を計画し、時期が近付いて、予測がより確実になった段階で、より良い対策へと見直していく計画です。</p> <p>学校施設のあり方については、今後の開発動向等も踏まえた中で、児童・生徒数の推移を見極めながら対応してまいります。</p>
9-6	教育施設	—	<p>児童が少なくなったとって小学校、中学校を統廃合し、旧校舎跡を売却する。“新たな市民の転入”を期待しているようですから、跡地には巨大マンション群ができるでしょう。その子たちを統廃合で小さくなった新しい学校に収容できるのか。足りなくなって、慌てて新しく学校をつくろうと思っても、利益優先でマンションを作った不動産業者は、公共用地を十分には用意していないでしょう。</p>	<p>跡地利用の方法については、社会経済状況、土地需要、地価動向について判断材料を集め、広く議論を行うことで、市民ニーズ、まちづくりの方向性などを共に俎上に挙げて検討します。よって、“巨大マンション群”になるかどうかは、現段階ではわかりませんが、跡地活用後のまちづくりに関しても、多角的に分析を行い、適切な対応を検討していきます。</p> <p>即ち、公共施設再生計画においてリスク管理を行い、PDCAサイクルにて進捗管理を行っていけば、仮に開発が行われ児童数が増加しても一早く対応できるでしょう。</p> <p>また、民間活用にあたっては、自社の利益だけでなく、地域の持つ魅力を最大限に活かし、地域の価値を高める一員として役立つことで、事業運営の成立を目指すという視点を持った、意欲ある民間企業や団体と協力して進めていくこととします。</p>

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

	全般	—	いま習志野市に必要なものは、習志野市の将来をどうするのか、どのような可能性があり、どの道を我々は選択するのかについて、広く市民的論議を巻き起こし、それを深めていくことです。	「公共施設再生計画」は、同様の考えから策定するものです。
9-7	目的・目標	12	まちづくりの基本は建物・施設をどうするかではありません。もちろんそれも大事ですが、まずそれが頭にくると、将来の習志野市の姿が見えないまま、金策だけを論じる結果となり、施設管理型発想がまかり通ってしまうのです。「文教住宅都市憲章」を基本に据えた将来の習志野市の姿を問う市民的論議を起こすことを提案するものです。	「公共施設再生計画」は、まさにご指摘いただいていることを念頭に置いており、目的として掲げています。「基本方針1」においても「施設重視から機能優先への転換」を掲げています。 公共施設再生の取り組みは、「文教住宅都市憲章」の理念に則り、より良い都市を次世代に引き継いでいくために、市民と関係機関と行政が力を合わせ、市民的議論を行いながら実施していく取り組みです。
10-1	教育施設・生涯学習施設	—	社会教育と学校教育はそれぞれの良さを生かせるように分けて対策を考えるべきです。	教育委員会では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とした、平成26年度から平成31年度までを計画期間とする教育基本計画の策定に取り組んでおります。この中で、本市のまちづくりにおいて教育の面からの柱とする「未来をひらく教育の推進」、「生涯にわたる学びの推進」の実現を目指し、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めていくこととしております。 このようなことから、社会教育と学校教育を“分けて対策”を講じるのではなく、一体として捉えることが大事な視点であると考えております。
10-2	教育施設	49	子どもたちには安全で安心して学べる教育施設や遊びを保障する場が必要です。子どもの時代は短いので、早急によりよい(住民の意見をしっかりと取り入れて)環境を作れるよう望みます。子どもたちの居場所をきちんと作って下さい。	地域に開かれた学校を目指して、地域の拠点施設として学校施設を複合化する際において、教育現場の安全を確保する安全安心な学校施設のあり方を追求する基本的な考え方として、「学校施設の複合化4原則」として整理し、①学校利用を優先し、②児童生徒と一般の動線を区分し、③施設の管理区分を明確にしたうえで、④特別教室等を共用する場合は、利用者委員会等を設置し管理可能な状態とすることとしています。
10-3	長寿命化	108	建物の長寿命化を考え、一斉でなく叙々に整備すれば、模大な予算は必要でないはずです。	施設の更新にかかる経費を平準化する手法として、「建物の長寿命化」を目標の一つに挙げています。しかしながら、建物の長寿命化にも膨大な経費が掛かるとともに既存施設が耐用年数を一斉に経過することから、長寿命化を図った上でもすべての施設を更新すると膨大な予算が必要となります。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

10-4	庁舎	46	市役所の建物も使えるところは補強して使い、何もかも新しくしなくてよいと思う。市役所の建物に莫大なお金をかけ、豪華なものにする必要はありません。	さまざまな角度から検討を行った結果、庁舎については建替えを行うのが最も経費の面からも効率的であるとの結論に至っています。また、庁舎の分散化により、事務効率面からも劣り、結果として、市民サービスにも影響を及ぼしています。さらに、災害時においても、市民の安全安心を確保するための適切な危機管理体制をとることができません。以上のような観点から、市庁舎建設に取り組むこととしました。
11	施設配置	38	人口減少を食い止めるために少子化対策、子育てをしやすいまちづくり、高齢者の健康支援の為に1ヶ所大規模の建物より地域に行き易い公共の場を作る事を望みます。	貴重なご意見として承ります。習志野市に一つ、あるいは数施設あり、全市民が利用する機能、あるいは全市民のために存在する施設を「全市利用施設」としてあります。庁舎周辺に集める「一極集中型」が良いという意見もありますが、これまでの施設配置や地域性を踏まえて「エリア分散型」により配置していきます。※詳しくは「公共施設再生計画」第2章をご覧ください。
12-1	計画の性格	23	全体の財政の中で市民が評価判断できるように説明する必要があります。その際、建物の経済性の側面ハード検討は個別でするにしても、公共施設関連事業は2038年までの間に起こりうる大きな事業を予測しなくてはならない。 少なくとも子育て高齢者問題、いわゆる少子高齢化問題に真剣に目を向け財政予測のもとで可能性と問題点を整理説明しなければ市民には理解できない。個々の事業単位で市民が判断するためには経済性だけではなく社会的側面ソフトの側面からの影響を説明する必要もあります。	公共施設再生計画は、その計画期間中における、公共施設に関する建替えや大規模改修を行う時期の見通しを立てるもので、建物に関する判断は、築年等データを元に大まかな判断を行っています。事業の実施に当たっては、個々の施設ごとに異なる劣化状況を重ね合わせて、最終的に判断します。 一方、公共施設の機能に関する判断は、現段階における推計から少子化や高齢化などを予測し、計画を策定していますが将来に起こりうるリスクに関する不確実性を完全に払拭することは不可能です。しかし、不確実性の存在を認め、目標値をリスク管理の物差しと位置付けて進行管理を行っていくことにより、顕在化してくるリスクに迅速に対応することが可能となります。
12-2	全般	—	アンケート調査 当該計画案その本文に書かれては無い。そのアンケートは、これまで市民へ説明する際に多用された市民の説得材料として使われてきて、提案の計画書に至ったのは事実である。行政はこの問題に答えていない。	アンケート調査と計画策定は、公共施設再生に向けた取組の一環という意味で、方向性を同じくするものではありませんが、アンケート結果を理由(説得材料)とはしておりませんので、計画(案)にアンケート結果は掲載していません。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」 いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

12-3	全般	—	<p>調査設計が統計学的合理性に欠けていると、そこから出てきた結論は、現実を反映しない。例えば具体的にフォーラムで指摘されたのは「機能統合に賛成か反対か?」という質問は無意味です。問題は条件のところ明確にされていないアンケートの作成になっていることである。アンケート調査の問題点はそれだけではない調査設計の段階から不備なのである。</p>	<p>アンケートは回答者にとっての分かりやすさや、行政にとっての把握しやすさを主眼に置き、市民意識調査などのアンケート同様、回答者の偏りや数には十分に注意し、分析も客観的に行っています。「機能統合に賛成か?反対か?」というような設問は設けておらず、年齢、性別等一般的なものから、実施すべき手法を問うもの、あるいは施設の利用状況をお聴きしているものです。また自由回答を設け、市民の皆さまの声を広くお伺いするために工夫をしています。</p>
12-4	総量圧縮	103	<p>総量圧縮の手法 複合化、多機能化、機能統合、共用がある、どの手法が当該地域の公共施設に最適であるか、市民に理解出来るように説明しなくてはならない。総量圧縮手法そのものに反対しているのではない。</p>	<p>「複合化」は、一つの建物に複数の用途の機能が存在する状態であり、複合化する機能の親和性が高く、相乗効果が見込まれる図書館と生涯学習施設などは動線を交える設計を行います。一方で学校施設の複合化については、教育現場の安全を確保するために動線を分離することが望ましいと考えています。</p> <p>「多機能化」は、一つの空間を利用時間で分けて異なる用途の機能として利用する状態であり、施設利用のしかたや目的といったソフト面は異なるが、必要な設備等ハード面は共通である場合が考えられます。考えられる例としては、学校の体育館において、昼間は体育授業に利用し夜間休日は、近隣の市民や一般サークル等で利用するといった利用のしかたです。</p> <p>「共用」は各用途にある固有の機能とは別に共通の機能を使う状態を表しており、トイレやロビー、事務室、機械室が考えられます。「共用」部分は複合化にあたり、機能のためのスペースを狭めることをなく、削減できる可能性が高いと考えられています。障がいのある方の利用など様々な角度から分析して決定していきます。</p>

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

12-5	全般	—	合意形成は不可欠である 25年にわたる長期計画でもあり、将来の習志野のあり方を深く決定づけるものである。合意形成には工夫、仕組みが必要であると、フォーラムのパネリストも述べている。「合意形成の専門家」を別途編成し、社会のソフトの側面から分析検討するチームが必要だと考える。8割の市民が白書、基本方針、計画案などを「知らなかった」という現実の元に意志決定されようとしている。現在は意志決定の段階ではないのではないかと？	ご指摘の通り合意形成には工夫、仕組みが必要であり、みんなが平等に発言し、誰でも意見を述べる場、雰囲気、手段を確保することが必要です。 そのような場で、発言や参加の促進、話の流れの整理、認識一致の確認により、合意形成や相互理解を行うには、「ファシリテーション」とよばれる手法が存在するように、技術的サポートによるところがあることから、専門家の指導も必要に応じて仰いでいきたいと考えています。 ご指摘のような意思決定が可能な社会は住民自治の観点から理想的ではありませんが、市民が市政に関心を持ち、参画する契機として、多くの市民は当事者となったときに、その動機が最大となるものと思われま。公共施設再生計画は、その動機が最大となった時に、いつでも意見表明が可能であり、参画が可能となるように、進行管理を行うとともに、しかるべき根拠により、まちづくりの方向性が変わった時は、計画を変更することもあります。また広く周知する努力は、不断に実施してまいります。
12-6	手段	96	事業手法 業界専門用語が多用され一般市民には理解ができない。もっと平易な一般市民に理解出来る書き方をしなくては、市民は意見が言えない。	考え方について、認知度が低いものについては、概念図等を添え工夫し、説明が必要なものは脚注に記載しています。第5章の手段については、内容が専門的ではありますが、手法の説明を行なうものであるため、ご了承いただきますようお願いいたします。
12-7	手段	96	計画書はあまりにも公民連携的な雰囲気とする。巨大なゼネコン業界の力に支配されている印象を与えてしまう。	機能をできる限り維持し、建物量を削減していくにあたって、PPP（公民連携）は有効な手段です。また「PPP」の手法は特定の業界の力に支配されたものではありません。
12-8	公民館	—	公民館運営審議会があり公民館のあり方を真剣に検討していることは議事録を読めばおおよそ理解できる。どのように今回の計画に反映しているのだろうか？	公民館運営審議会は、公民館長の諮問機関であり、運営（ソフト）面の審議を行っています。 再生計画は、公民館の役割は重要であるという考えのもと、できる限りその機能を維持し、公民館運営審議会での審議内容を反映した公民館活動を継続して実施できる場の提供を目指しております。
13-1	全般	—	地域で働き地域で消費する住民参加型まちづくりを目指そう。 今後の都市像は、市民が主役・行政が手伝う理念がなければならぬ。	市民が主役であるという概念は、市民主権の原則から、主権者である市民が自治体にまちづくりの一部を「信託」し、信託に基づき、自治体が政策を決定し、執行することが地方自治の基本的な考え方です。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

13-2	長寿命化	111	年数を経た施設は統廃合・更新する主旨が先行している。そこには将来のまちづくりにとって「使えるものは使う」との思想が全く無い。	既存施設を活用して建物を更新する「リノベーション」の考え方にて、「使えるものは使う」思想を表しています。
13-3	庁舎・消防施設	—	地区計画の基、高度規制を外し今後のシビックセンターを形成する最適地なのである。その為の明確なビジョンの基に計画されなければならない。	高度規制は、都市計画法にて規定されており、その撤廃は十分な議論をもって行わなければなりません。市庁舎・消防庁舎周辺において、高度規制を見直す予定はありません。
13-4	消防施設	—	消防本部は現状位置が望ましいのは自明である。 既存建物の構造図・施工者等を検討して、4～5階を撤去(減築改修)し、必要施設は隣地に増築可能であると判断した。	新消防庁舎の建設位置は、市民を中心とした「新庁舎建設基本構想策定市民委員会」や有識者を中心に構成される「新庁舎等基本設計検討委員会」等での議論、並びに庁内での検討を行った結果です。
13-5	庁舎	—	市庁舎用地3、5号は、都市形成にとって市民会館を含む市民交流広場が主眼である。	旧習志野高校跡地についての利用方法については、市民を中心とした「新庁舎建設基本構想策定市民委員会」、並びに有識者を中心に構成される「新庁舎等基本設計検討委員会」等で十分議論が尽くされております。市民会館や中央図書館を当地に建設する予定はありません。
13-6	庁舎	—	現市庁舎跡地1、2号こそ「中央図書館を含む生涯学習センター」にすべきである。	旧習志野高校跡地についての利用方法については、市民を中心とした「新庁舎建設基本構想策定市民委員会」、並びに有識者を中心に構成される「新庁舎等基本設計検討委員会」等で十分議論が尽くされております。市民会館や中央図書館を当地に建設する予定はありません。
13-7	生涯学習施設	—	大久保公民館、既存図書館等は地域生涯学習核施設としてのモデルを形成すべきである。	大久保公民館・市民会館、大久保図書館は全市利用施設として、本市生涯学習の拠点とし、大久保地区公共施設再生の取組の一環として再生していきます。
13-8	生涯学習施設	—	各地域図書分館等は、高齢者の参加協力を求め、児童図書室、学童保育施設等として地域交流の拠点とする。	NPOが取り組む民間図書館、子どもが図書に親しむことに取り組む市民有志等と連携し、本市の図書館行政のあり方を今後も議論してまいります。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

14	庁舎	—	菊田公民館が新市庁舎の中に組み入れてもらえると言いき喜んでいましたが2/15号の広報誌にはその様な場所は見つけられませんでしたがどうなったのでしょうか？公民館の数はへらさない様お願い致します。	公民館の持つ社会教育機能については、今後も全市的な配置計画の中で、維持していきませんが、菊田公民館は機能を停止し、その機能は、津田沼小学校ほか、周辺の公共施設に引き継いでいきます。庁舎に多目的ホールを設置する予定で、計画してまいりましたが、昨今の資材高騰から一部計画の変更を行うことになり、多目的ホールの建設は延期することになりました。新庁舎内の市民交流機能として、市民が利用可能な会議室や展示スペースなどを設ける予定となっています。
15	全般	—	「高度成長期」だから建設したという書き方は間違いだと思います。	「高度経済成長後の人口増による建設」とします。
16-1	質的向上	15	避難場所・避難所となる施設を統廃合しては、子どもや障害者など災害弱者はこまります。	必要な避難空地については、施設統廃合後も確保していきます。 施設再生後の施設については、災害時の利用も想定し、子どもや高齢者、障がいを持つ方の避難にも配慮した設計計画としていきます。
16-2	対象	20	税金のムダづかいを意味する「ハコモノ行政」をイメージさせるような書き方は間違っていると思います。	「ハコモノ」は建築物を表すと一般的にされており、ご指摘の「ハコモノ行政」とは指し示す意味が違います。
16-3	教育施設等	—	保育所・幼稚園・小中学校と、不特定多数の人が出入りする公民館などの複合化は、検討が不足していると思います。	複合施設のあり方については引き続き検討が必要と考えています。なお、現在、教育施設の安全を確保する来館者動線の検討を、日本大学生産工学部等と行っています。
16-4	教育施設等	—	子ども達の保育・教育環境、多数の施設利用者の使いやすさについてはどのような検討がなされているのか。	ご指摘の項目については、個々の施設を計画、設計する段階で、利用者などの関係者とのコミュニケーションを通じ、合意形成に努めつつ、具体案を検討していきます。
16-5	教育施設等	—	学校と公民館等の複合化は敷地内に広い駐車場が必要になります。	プールの複数校利用、県営施設あるいは民間施設の利用、あるいは、施設配置・設計の工夫等により、グランド面積を確保しつつ、駐車場の確保を検討します。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

16-6	教育施設等	101	「プール廃止」、教育上の観点からも慎重な検討が必要だと思います。	<p>県営施設や民間施設の室内プールを利用することにより、水泳授業を行う期間に余裕が生まれ、教育上の観点からはプラス面が大きいとされており、県内でもそのような検討を行う自治体が増えています。</p> <p>実際の学校プール授業が行われている実施時期や回数を鑑みますと、民間施設利用など、学校施設に有する機能のあり方の一つとして、検討しなければならない事項であると考えております。このようなことから、必ずしも学校敷地内に一つのプールを併設することなく、民間施設などを利用した取組は県内でも実績があることから、児童及び生徒の移動に要する負担なども慎重に考慮し、教育活動に支障がないよう判断したうえで対応してまいります。</p>
16-7	教育施設等	—	大規模災害対策（避難場所など）の確保などとの整合性も必要だと思います。（袖ケ浦地域は小学校・中学校・体育館の複合施設の一カ所）	<p>統廃合後の避難空地確保、更新後施設の災害時利用については、個別施設の設計段階で十分に検討してまいります。</p> <p>袖ケ浦地区公共施設再生の取組は、少子化による小学校の機能統合及び中学校の併設をきっかけに、袖ケ浦スポーツゾーン構想を実現することです。</p> <p>第三中と第七中の統合、あるいは小中併設校とするかが、ケース1とケース2の違いになりますが、いずれの案にしても、袖ケ浦体育館との多機能化は必須となっています。近隣にそれぞれ小学校用、中学校用、社会教育用にそれぞれ体育館の建物を所有するよりも、一つの建物に集約し、複数のアリーナを備えることで、スペースの効率化、各種大会開催の誘致が可能となるほか、災害時の拠点としても有効となります。計画の詳細は、公共施設再生計画の第4章「再生—地域別アプローチ—」をご覧ください。</p>
16-8	市民会館	—	習志野文化ホールを市所有とするのであれば、市民会館・ホールの配置も問題になるのではないのでしょうか。	<p>現在の文化ホールと市民会館の位置づけについては、文化ホールが興行を可能としたホールであり、市民会館は生涯学習の場としての役割を担っています。文化ホール市有化後は民間の経営力を活用し、文化の殿堂として相応しいコンテンツを誘致していく一方、市民会館との役割分担も検討してまいります。</p>
17-1	図書館	—	市川市の中央図書館と中央子ども会館のような、市内だけでなく周辺の市からも遊びに来られるような複合施設ができることを望みます。	<p>近隣市にあるような施設を、習志野市にも設置するというのではなく、習志野市に必要で相応しい施設はどのような施設かを検討していきます。また、施設再生にあたっては、質の向上を図り、賑わいやまちの活性化を目指します。</p>
17-2	全般	—	また、千葉市のきぼーるのような科学施設も、教育に力を入れている習志野市ならば、日大や千葉工大の学生ボランティアの力も借りて運営する事も可能ではないでしょうか。	<p>近隣市にあるような施設を、習志野市にも設置するというのではなく、習志野市に必要で相応しい施設はどのような施設かを検討していきます。</p> <p>ボランティアは、自主的な奉仕活動であり、経費を削減するための運営人員として捉えるべきではないと考えます。</p>

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市公共施設再生計画(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方
募集期間:平成26年2月1日(土曜)から平成26年2月28日(金曜)まで

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。